

## 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

経済産業省経済産業政策局  
競争環境整備室長補佐  
**辻 映穂** Akiho Tsuji

経済産業省製造産業局  
サプライチェーン強靱化政策室長補佐  
**伊藤 袈斐** Kai Ito

経済産業省貿易経済安全保障局  
経済安全保障政策課長補佐  
**國井 耕太郎** Kohtaroh Kunii

国土交通省海事局  
船舶産業課船舶産業技術活用推進官  
**高橋 信行** Nobuyuki Takahashi

### I 事例集の公表に当たって

#### 1 はじめに

公正取引委員会、経済産業省、国土交通省は、令和7年11月20日、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（以下「本事例集」という。）を公表した<sup>1</sup>。経済安全保障の観点から実施する15の事例を、情報交換、共同行為、企業結合の3つのカテゴリーに分け、独占禁止法上の考え方を取りまとめた。事例を提供したのが経済産業省と国土交通省、それに対して独占禁止法上の考え方を示したのが公正取引委員会である。

安全保障環境が複雑化する中で、重要物資の供給途絶や技術移転の強要といった我が国の自律性<sup>2</sup>・不可欠性<sup>3</sup>を喪失するリスクに対応するため、他国企業からの買収提案や技術提供に関する情報交換、重要原材料の共同調達、競争力強化のための事業再編といった同業他社・サプライチェーン全体での企業間連携が一層重要と

なっている。一方で、産業界からは、独占禁止法のカルテル違反や企業結合規制への抵触のおそれがあるとの漠然とした懸念が指摘されていた。このため、産業界から寄せられた、経済安全保障の観点から想定される15の事例（次頁図参照）について、独占禁止法上の考え方を明らかにすることで、企業サイドの萎縮を緩和し、企業間連携を後押しすることが本事例集の目的である。

#### 2 想定される対象分野

経済産業省が令和7年5月30日に公表した「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（再改訂）」<sup>4</sup>（以下「経済安全保障アクションプラン」という。）において、業界団体ベース、また、サプライチェーン全体や同業他社間での戦略的対話を推進している中、本事例集では、具体的に、以下のような対象分野における企業間連携を想定している。

なお、独占禁止法の考え方が適用される分野はこれらに限定されるものではなく、あくまで具体的なイメージがわかりやすいよう、例示的に

1 [https://www.meti.go.jp/policy/kyoso\\_seisaku/economic\\_security2025.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/kyoso_seisaku/economic_security2025.pdf)

2 我が国の国民生活や社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靱化することにより、他国への過度な依存を回避し、国民生活と正常な経済運営を実現すること。

3 国際社会全体の産業構造の中で、我が国の存在が国際社会にとって不可欠であるような分野を戦略的に拡大し、我が国の長期的・持続的な繁栄や国家安全保障を確保すること。

4 [https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/250530\\_actionplanr.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/250530_actionplanr.pdf)